

棚田オーナー制度のお約束事

世田谷区民健康村の棚田オーナー制度では、区民と村民の協働により村内富士山地区の棚田をはじめとした川場村の自然環境を整備・保全し、地元住人との心と心の交流を深め、それらを後世に継承していくことを目的としております。そのため、オーナーの皆様には次の事項について、ご理解をいただいております。

○ 地権者といつもいっしょの米づくりをしていただきます。

基本は地権者と共に田んぼに入り、共に汗を掻きます。そんな中、川場村についての様々な会話の端々から、川場村を愛する気持ちを育てて行きましょう。

○ 田んぼに入ってお米をつくっていただきます

基本的に進んで田んぼに入り、積極的に稲作に取り組むことが目的です。

基本的な作業は①田植え②草刈り③稲刈りとなります。

稲作にはその他の作業もたくさんありますので、地権者と話し合いの上でその他の作業機会を得ることも可能です。

○ 自然と付き合ってください

自然が相手の稲作ですから、天候により不作になる可能性もあります。

そういったことも含めた理解が必要となります。(保障：1口30kg)

また、作業日が悪天候の場合も踏まえ1泊2日のスケジュールとなっております。

○ 地元住人や他のオーナーとのコミュニケーションを大切にしてください

地権者やその他の住人と交流を行うことで、双方の信頼関係を深めることを目的とします。また、作業に参加できない場合は、地権者へのご連絡が必要となります。

○ 美しい景観と地元住人の生活を大切にしてください

先祖から受け継いできた貴重な土地・自然を継承してきました。そこには棚田のみに限らず周辺環境の整備も目的の一つとなります。

川場の美しい景観とは、生活と自然が結びついているからこそとなります。

そのため稲作だけでなくその他、農業体験の場も地権者と直接ご相談の上、機会を得ることも可能です。

○ 安全に作業をすすめていただきます

草刈り、稲刈りでは手道具(刃物)も使用します。その取り扱いには十分注意し、安全で楽しく作業が出来るようご協力ください。

● 棚田地権者の心意

私たち(川場村富士山地区地権者)は先祖から受け継いだ環境を後世に残していけるよう日々努力しています。また、区民の皆さんと共に、この「棚田オーナー制度」を通し、すばらしいふるさとづくりが築き上げられるよう一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いたします。

地権者一同

